

熱海市地域共生プラン

概要版

(第5次熱海市地域福祉計画 第5次地域福祉活動計画)

1. プラン策定の趣旨 (本編1頁)

「地域福祉計画策定のおずかしさは、定型がなく、市町村の創意工夫のもとに策定されるものであるところにある」とされています。それを踏まえると、熱海は熱海らしく、熱海の課題に応じて福祉を考え、総合的に計画化していく必要があるという答えに至ります。

これを基本コンセプトとして、本プランを策定します。

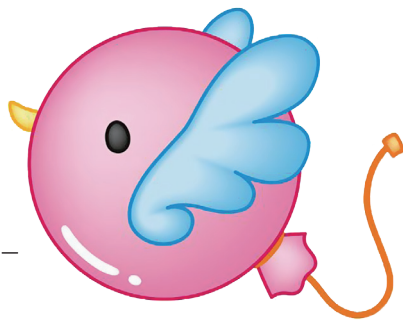
本プランにおける「地域」とは、単にそこに住む人々の身近な生活の場を表すほか、「人と人とがつながる場所」という意味も含み、第五次熱海市総合計画に掲げる基本理念を構成するすべての主体ととらえます。この主体とは、市民一人ひとりだけではなく、市内で社会福祉事業や地域活動を行う団体も含み、社会福祉法第4条の「地域住民等」の定義と一致するものです。

そして、本プランにおける「地域福祉」とは、誰もが抱く「住み慣れたまちで安心していきいきと暮らし続けたい」という願いをかなえるため、地域の誰もがお互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら、「あたたかなところでつながる社会」を実現しようとする取組のことです。

地域には、いろいろな人が生活や活動をしています。それぞれの人それぞれがそれぞれのやり方で、地域と関わることが「地域からの孤立」の可能性を低減させ、誰もが「生きがい」や「役割」を持って生活できる社会をつくっていくことにもつながります。

本プランは、「ひと」を地域福祉の軸として、その「ひと」が「地域をよくしたい、地域活動に参加してみたい」という気持ちが生まれたときに「これに応えたい」という想いと、これまで市と社会福祉協議会が取り組んできた福祉サービスが「ひと」や「地域」に適切に届く「しくみ」や環境を整備したいという想いを趣旨として策定しました。

市と社会福祉協議会は、それぞれの役割をしっかりと果たすとともに、地域を支え、牽引し、熱海らしい地域福祉をともに実現していくことを目指します。



熱海市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふうちゃん



熱海市地域共生プラン
イメージキャラクター
あつたまる助^{すけ}

¹ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック:平成31年3月(社会福祉法人 全国社会福祉協議会)より引用

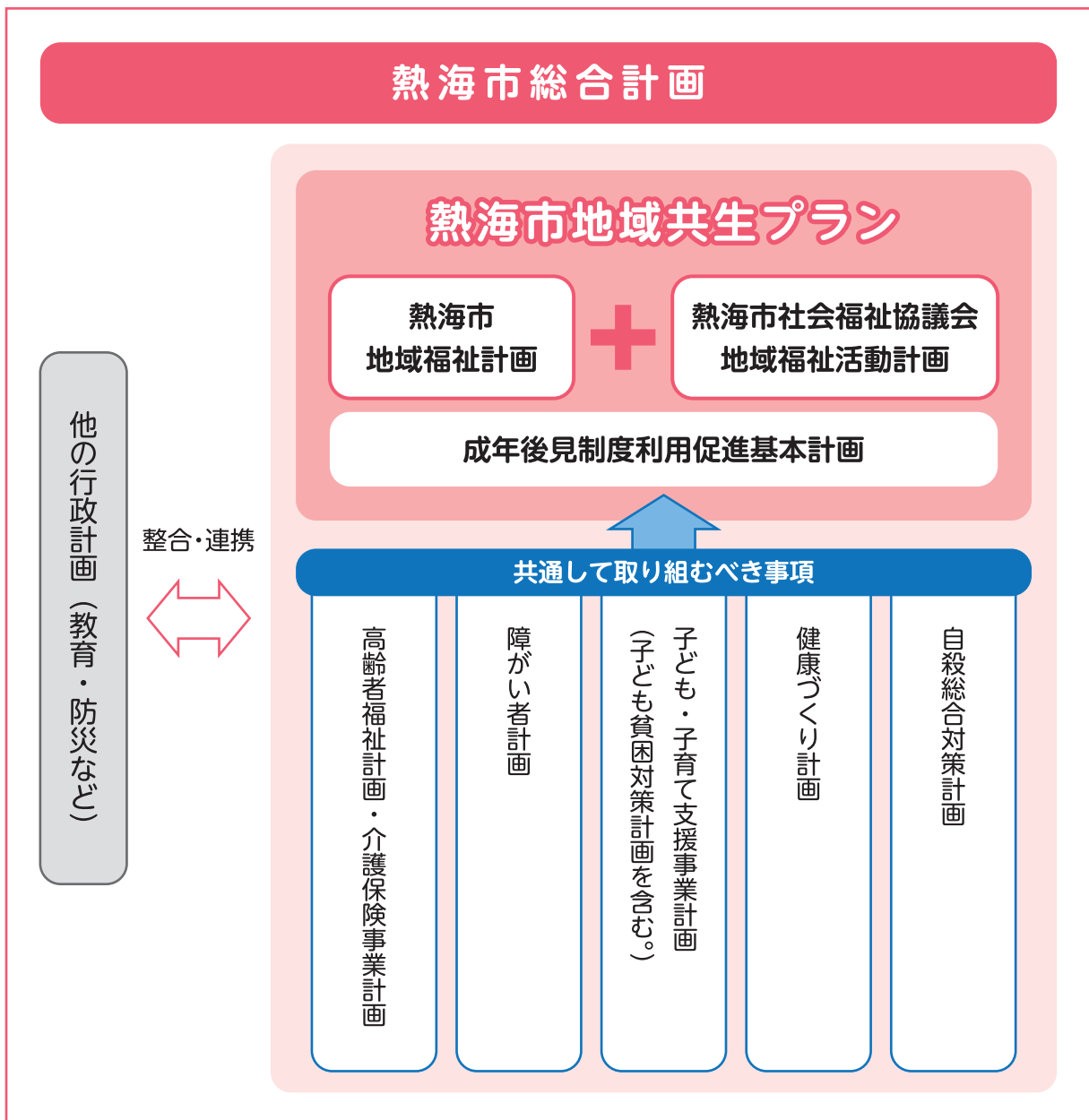
2. 計画の位置づけ（本編4～5頁）

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に基づき、地域のさまざまな課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

さらに、国の動向を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく、市としての「成年後見制度利用促進基本計画」を統合するものとして策定します。

「地域福祉活動計画」は、「社会福祉法」第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。一般的には“地域福祉を効果的に実行するための具体的な行動などについて、市民の立場から策定する計画”と位置付けられています。

【熱海市地域共生プランと他の計画との関係】



3. プランの期間（本編7頁）

本プランの期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4. プラン策定の経過と体制（本編8頁）

本プラン策定にあたっては、令和2年度に市内に在住する15歳以上の方と市内の福祉関係団体を対象としたアンケート調査の実施や、既存の会議体を活用した住民懇話会を開催し、ご意見を募りました。また、本プランは、「地域福祉」に関連する事業を総合調整して策定する必要があることから、市役所内の連携強化と意見交換の場として「プラン策定プロジェクトチーム」を設置し、各部署における関連事業の洗い出しを実施し、福祉・教育・町内会・地域活動を行う団体・行政などの関係者で構成される「熱海市地域福祉計画策定懇話会」を開催しプラン内容を検討していただきました。

5. 基本理念（本編49頁）

熱海市地域共生プランは、「安心して子どもを産み育てられる」、「あたまっ子達が豊かなこころを育みながら育っていく」、「自分らしく働き、学び、活躍し続けられる」、「障がいがあってもあるいは高齢になって介護が必要になっても安心して暮らせる」など、生涯にわたって穏やかに温かなこころに包まれ暮らせる、

「あつたまる熱海(あつたかい+まるごと)」の推進を基本理念とします。

そのためには、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会をつくっていくことが極めて重要となります。熱海市はこれまでも歴史・文化を大切にしながら、常に時代に合わせて新しい波を受け入れ進化を続けてきました。そこにはいつも「湧き湧きい湯のように温かいこころ」が人や地域をつなげてきました。本プランの策定により熱海の福祉が大きく変わろうとしている今だからこそ、熱海ならではの、こころでつながる地域福祉を目指していきます。



熱海市地域共生プラン
イメージキャラクター
あつたまる助

「あつたまる熱海」
(あつたかい+まるごと)

熱海市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふうちゃん



6. 基本目標（本編 50～52 頁）

基本理念とする「**あったまる熱海（あったかい+まるごと）**」を実現するために、基本目標として、「お互いさまから始まる思いやりのこころ・ひとづくり」、「共に生きる地域づくり」、「みんなにやさしいしくみづくり」を3つの柱（大柱）とし、基本目標ごとに施策の方向性（中柱）、具体施策（小柱）を設定することで、各施策の方向性を定め、具体的事業の推進を図ります。



7. 施策の体系（本編 53 頁）

基本理念 ▶ 「あったまる熱海（あったかい+まるごと）」

重点的取組には「★」をつけています。

| 基本目標 (大柱) | 施策の方向性 (中柱) | 具体施策 (小柱) |
|---|--|---|
| 1 お互いさまから 始まる思いやりの こころ・ひと づくり | (1) 思いやりの こころづくり | ① 地域福祉を支える意識の醸成 ② お互いを知る機会の拡充 |
| | (2) 地域福祉を担う ひとづくり | ① 「つながり」を生む人材の育成 |
| 2 共に生きる 地域づくり | (1) 地域活動への参加・ 交流の促進 | ① 「つながり」を生むためのきっかけづくり |
| | (2) 多様な主体による 地域活動の促進 | ① 町内会・ボランティア・NPOなどによる地 域活動の推進 ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり ③ 企業などによる地域貢献活動との連携強化 ④ 社会福祉法人の公益的取組の推進 ⑤ 災害時に備えた地域の連携 |
| 3 みんなに やさしい しくみづくり | (1) 包括的に受け止める しくみづくり | ① 重層的支援体制整備事業の推進★ ② 福祉サービスの提供体制や質の充実 |
| | (2) 自立につなぐ セーフティネット ² の整備 | ① 生活困窮者の自立支援対策の充実 ② 社会的孤立の防止 ③ 地域再犯防止の推進 ④ デジタルデバイド(情報格差)の解消 |
| | (3) 権利擁護の推進 | ① 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画) ② 日常生活自立支援事業の促進 ③ 高齢者、障がい者、児童への虐待やDV被害 防止対策の推進 ④ 消費者被害などの防止に向けた取組の推進 |

² セーフティネット:「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種

市の人口は減り続けています。さらに少子高齢化が進行し、一人暮らしの人や高齢者のみで暮らす人が多いという特徴もあります。一方で、地元で生まれ育った人、移住して来た人、旅行や保養で訪れた人など、さまざまな人が生活を営んでいます。

そのような中で、「困ったときはお互いさま」という関係性をつくり、お互いの存在を認め合いながら、人と人とのつながりを深めていくような、思いやりのこころ・ひとづくりは地域福祉の礎となるものです。そんな熱海らしい「ひとづくり」を目指します。



(1) 思いやりのこころづくり (本編 58 頁～ 60 頁)

【施策の方向性】

市民アンケート調査から、“お互いに助けたり、助けられたりする関係”の必要性を身近に感じている人が増えている一方で、“福祉全般”に対する関心の高まりはあまり見られない状況にあります。

“やさしい気持ち”や“相手への気遣い”といった「福祉意識」の礎は、先人たちが昔から大切にしてきたものであり、後世へと引き継ぐべきものです。そのためには、子どもの頃から福祉意識を学び、慣れ親しむことや、人生のどこかで誰もが誰かの支えを必要とするという視点を持つことなどが大切です。

本プランで最初に目指すべき方向性(中柱)は「こころづくり」です。「思いやりのこころ」が確かに息づく風土を目指し“やさしさの醸成”を図っていきます。

(2) 地域福祉を担うひとづくり (本編 61 頁～ 62 頁)

【施策の方向性】

市民による地域活動が安定して継続的に行われるためには、市民同士の支え合いとともに、活動の担い手となる人材の育成・確保が重要となります。

本市では、今後も人口減少や少子高齢化のさらなる進行が予想されており、地域の担い手不足が深刻化していくことが予測されます。

そのため、幅広い世代の人々に地域福祉を知ってもらい、関心を高め、福祉人材の育成に努めていきます。



基本目標 2 共に生きる地域づくり（本編 51 頁）

地域活動は、福祉関係団体、町内会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、事業者などのさまざまな団体や機関により取り組まれています。

これまで地域活動に参加していない人の中には、参加意欲はあっても、どうやって参加してよいかかわからず、活動に結びついていないケースもあります。そのため、地域で潜在化している「参加意欲」を「実際の参加」に結びつけていくためには、「きっかけづくり」からはじめる視点が必要です。

地域住民が地域の課題を共有し、いろいろな活動に興味関心を持ち自分のことから地域づくりに参画するなど、地域を支える力を強化することが大切です。このことは、市民がいつまでも健やかで幸せな生活を維持していくことにもつながっていきます。

目指すのは、人が織り成す地域の変化と、地域全体で支える力の再構築です。「共に生きる（共生）地域」という、どこか懐かしいけれど新しいふるさとをつくっていくことです。



(1) 地域活動への参加・交流の促進（本編 63 頁～ 64 頁）

【施策の方向性】

地域活動への参加のきっかけづくりや、人と人、人と地域をつなげるしくみづくりを推進します。また、主に高齢者が参加されているサロン活動など、これまで世代ごとにつくられてきた居場所について、世代や分野を超えた地域活動が広がるよう、情報共有や活動の調整などのネットワーク化の環境を整えます。

また、高齢化が進行していく中で、いつまでも健康でいきいきと地域で暮らしていけるよう、市民主体の健康づくり活動を推進し、保健、医療、福祉が連携する地域を目指していきます。

(2) 多様な主体による地域活動の促進（本編 65 頁～ 69 頁）

【施策の方向性】

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの変化などにより、地域では、公的な福祉サービスの対応だけでは困難なケースが増加し、ゴミ出しや電球の交換といった軽易な手助けに対するニーズが増加しています。

こうした課題を地域で解決するためには、市民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、ボランティア、NPO、事業者などの多様な主体による地域活動を促進するとともに、その連携を強化し、“地域の底力”を高めていく必要があります。市はそのつなぎの役割を担い地域と協働していきます。

本プランにおける“地域の底力”とは、地域における顔がわかる関係性や組織・団体間のネットワークを基本とした、地域の課題を解決したり、地域の価値を創り出す力や災害などの非常時に協力し合える力のことです。

基本目標 3 みんなにやさしいしくみづくり (本編 52 頁)

地域には、目に見えていない課題があります。声に出せない事情があります。さまざまな理由で支援につながらない人たちがいます。

ひきこもりや8050問題³、児童虐待、家庭内暴力は「市や社会福祉協議会の福祉サービス」だけで対応できる課題ではありません。こうした近年のさまざまな課題に対して、「必要とする人」に「必要な支援」を「すばやく」「こころでつなげる」しくみをつくるため、みんなでどのように手を伸ばせば問題を抱えた人や家族を支えられるのか考えていく必要があります。

本プランでは、このような課題の解決に向け、市民、事業者、市、社会福祉協議会の役割を再編成し、意識変革と改善を繰り返しながら「みんなにやさしいしくみづくり」をじっくりと進め、地域に根付かせていくことを目標の1つとします。

その第一歩として、重点的取組の「重層的支援体制整備事業」を地域全体で展開し、あらゆる資源を組み合わせ、相談者に伴走していけるよう、多様な主体がチームで支える支援体制の構築を進めていきます。



(1) 包括的に受け止めるしくみづくり (本編 70 頁～72 頁)

【施策の方向性】

市では、高齢、障がい、子ども、生活困窮など、それぞれの分野で相談を受ける窓口があり、生活のさまざまな場面での困りごとについて、日々相談を受けています。しかし、近年は世帯でいくつもの支援を必要とする場合や、現在の福祉サービスでは支援にうまくつながらないなど、受け止めるしくみについても課題が生じています。

こうした中、困りごとを抱えている人が身近なところでいつでも相談ができ、適切な情報提供や支援につなげることができるよう、「包括的に受け止めるしくみづくり」を進めていきます。既存の制度やサービスの充実に加え、分野を横断した相談体制の構築や、地域の社会資源などを活用した支援、多様な地域活動が生まれやすいよう、環境を整備する支援などを一体的に実施し、地域全体で福祉を支えるしくみづくりを目指します。

(2) 自立につなぐセーフティネットの整備 (本編 73 頁～78 頁)

【施策の方向性】

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大に伴い、失業などによる生活困窮世帯が増加しています。また、ニート、ひきこもりの若者、配偶者などからの暴力被害といったさまざまな問題が懸念されています。さらに、外出抑制や人との接触機会の減少により、地域活動にも制約がかかり、問題が複雑化しています。そのような人を対象に、生活を支えるセーフティネットを構築していきます。

³ 8050問題:「80歳の高齢の親が50歳のひきこもりの子どもと一緒に暮らし、経済面を含め支援している」状態を表す言葉。必ずしも親が80歳、子どもが50歳と決まっているわけではなく、ひきこもりの子どもが親に依存していることを表している

(3) 権利擁護の推進 (本編 79 頁～ 85 頁)

【施策の方向性】

権利擁護とは、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人に対して、地域の中で自立した生活が安心して送れるように支援していくことです。

市民、市、社会福祉協議会、関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けられることができるよう、それぞれの役割を果たしながら、地域ぐるみで支え合うしくみづくりを進めます。

また、本市では、支援を必要とする対象者が増加している一方で、権利擁護支援の担い手不足が顕著となっています。そのため、担い手となる人材の確保・育成する取組を積極的に進め、支援の裾野を広げていきます。

8. プランの点検・評価 (本編 91 頁)

社会情勢などにより地域のニーズも変化していくことから、本プランの各施策について、実施状況の点検や評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

さらに、実施状況を広く市民に周知していくため、デジタルデバイド(情報格差)の解消に努めながら、さまざまな媒体を活用して、きめ細かな情報提供に努めます。

9. SDGs との関係 (本編 6 頁)

SDGs⁴ (エスディー・ジーズ)とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、市では、地域福祉計画の各分野において、SDGsの目標指標を意識して、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えることとしていきます。



熱海市地域共生プラン 概要版
(第5次熱海市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画)

令和3年3月

発行・編集 熱海市 熱海市社会福祉協議会

🔍 熱海 地域共生プラン 🔍

検索

⁴ SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称